

改正

平成27年 3月30日要綱第17号

平成28年 3月31日要綱第36号

平成30年 3月29日要綱第10号

令和 3年 3月25日要綱第86号

令和 7年 3月31日要綱第29号

扶桑町内企業再投資促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 扶桑町内企業再投資促進補助金（以下「補助金」という。）は、企業等の流出防止及び雇用の維持拡大を図り、もって地域経済の振興及び地域の活性化に資することを目的として、町内に長年立地する事業者に対し、当該事業者が行う工場又は研究所（以下「工場等」という。）の新設又は増設の再投資に係る事業に要する経費の一部を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、扶桑町補助金等の予算執行に関する規則（昭和50年扶桑町規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 製造業等 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「産業分類」という。）に掲げる製造業及びソフトウェア業に分類される産業をいう。
- (2) 工場 製造業等の用に供する施設をいう。
- (3) 研究所 産業分類に掲げる製造業に係る研究又は開発の用に供する施設をいう。
- (4) 次世代成長分野等 次に掲げる分野をいう。
 - ア 次世代自動車関連分野（自動車関連を含む。）
 - イ 航空宇宙関連分野
 - ウ 環境・新エネルギー関連分野
 - エ 健康長寿関連分野
 - オ 情報通信関連分野

カ ロボット関連分野

キ 愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の集積業種の分野

ク その他愛知県知事と協議の上町長が認める分野

- (5) 企業 営利目的をもって事業を営む法人（国又は地方公共団体が経営する企業は除く。）をいう。
- (6) 新設 扶桑町内において、新たに土地を取得し、工場等を建設することをいう。
- (7) 増設 次に掲げるいずれかに該当することをいう。
- ア 既に事業を行っている敷地内に新たな工場等を建設すること。
 - イ 自ら所有する既存の工場等を増築すること。
 - ウ 自ら所有又は賃借する工場等において、事業の用に供する機械及び装置を一新すること。
- (8) 事業所 単一の経営主体のもと、一区画の土地を占めて人、機械及び装置を有して経済活動が継続的に行われている場所的単位をいう。
- (9) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体をいう。
- (10) 中堅企業者 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第24項に規定する会社（中小企業者を除く）をいう。
- (11) みなし大企業 中小企業者又は中堅企業者のうち、次に掲げるいずれかに該当する企業をいう。
- ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者
 - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者
 - エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を上記アからウのいずれかに該当する者が所有している者
 - オ 上記アからウに該当する者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている者
- (12) 大企業 中小企業者及び中堅企業者のいずれにも該当しない企業をいう。

(13) 固定資産取得費用 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1号に規定する固定資産（土地を除く。以下同じ。）の取得に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）のうち、次の各号の条件を満たす費用の合計額をいう。

ア 工場等の新設又は増設の工事に要する経費のうち専ら生産、研究又は開発の用に供する部分の建設に要する費用

イ 生産、研究又は開発の用に供する償却資産の取得に要する費用

(14) 常用雇用者 工場等を主たる勤務地とし、期間を定めず雇用される者

(15) 操業 第8条に規定する補助事業認定申請書に基づき、工場等において事業活動を行うことをいう。

(16) 町税 扶桑町税条例（昭和38年扶桑町条例第2号）第3条各号に規定する税目をいう。

（補助事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、町内において次世代成長分野等に該当する工場等の新設又は増設をする事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は補助事業としない。

(1) 扶桑町企業立地促進条例（平成24年条例第2号）第3条の規定による奨励措置を受けた企業による事業

(2) 完全親会社（子会社の発行済株式総数の全部を保有している会社をいう。）とその子会社の間で売買又は賃借をする事業

(3) 前2号に掲げる事業のほか、町長が補助金を交付することが不相当と認める事業

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 工場等の新設又は増設をする中小企業者及び中堅企業者（次に掲げる要件のいずれにも該当するものに限る。）

ア 20年以上工場等が愛知県内に立地し、かつ、25人以上の常用雇用者数を有する事業者であること。

イ 10年以上工場等が扶桑町内に立地し、かつ、25人以上の常用雇用者数を有する事業者であること。

ウ 原則として、補助事業に係る工場等の操業を開始した日から2年間は、

25人以上の常用雇用者数を維持すること。

エ 当該工場等の新設又は増設に伴う固定資産取得費用の合計額が1億円以上であること。

オ 愛知県新あいち創造産業立地補助事業の認定を受けていること。

カ みなし大企業においては、過去に同一敷地における同一事業において補助金及び愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付を受けていないこと。

キ 扶桑町暴力団排除条例（平成24年扶桑町条例第3号。次号において「条例」という。）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有している者でないこと。

ク 町税に滞納がない者であること。

(2) 工場等の新設又は増設をする大企業（次に掲げる要件のいずれにも該当するものに限る。）

ア 20年以上工場等が愛知県内に立地し、かつ、50人以上の常用雇用者数を有する大企業であること。

イ 10年以上工場等が扶桑町内に立地し、かつ、50人以上の常用雇用者数を有する大企業であること。

ウ 原則として、補助事業に係る工場等の操業を開始した日から2年間は、50人以上の常用雇用者数を維持すること。

エ 当該工場等の新設又は増設に伴う固定資産取得費用の合計額が25億円以上であること。

オ 愛知県新あいち創造産業立地補助事業の認定を受けていること。

カ 過去に同一敷地における同一事業において補助金及び愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付を受けていないこと。

キ 条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有している者でないこと。

ク 町税に滞納がない者であること。

（補助の対象とする経費）

第5条 補助金の交付の対象とする経費は、当該工場等の新設又は増設に伴う固定資産取得費用の合計額に相当する額（次条において「補助対象経費」という。）とする。

（補助率及び補助金の額）

第6条 補助率及び補助金の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 第4条第1号に該当する者に係る補助金の額は、下記のとおりとする。
この場合において、その算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

ア 中小企業者であって、みなし大企業に該当しない者 補助対象経費の10パーセントに相当する額又は2億円のいずれか低い額以内

イ 中小企業者であって、みなし大企業に該当する者 補助対象経費の8パーセントに相当する額又は2億円のいずれか低い額以内

ウ 中堅企業者であって、みなし大企業に該当しない者 補助対象経費の5パーセントに相当する額又は1億円のいずれか低い額以内

エ 中堅企業者であって、みなし大企業に該当する者 補助対象経費の4パーセントに相当する額又は1億円のいずれか低い額以内

(2) 第4条第2号に該当する者に係る補助金の額は、1億円とする。

(補助事業の認定)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、行おうとする補助事業について、町長の認定を受けなければならない。

(認定の申請等)

第8条 前条の規定による補助事業の認定を受けようとする者は、扶桑町内企業再投資促進補助事業認定申請書(様式第1)にその他必要な書類を添えて、工場等の新設又は増設に係る工事に着手する日(工場等の建物を賃借する場合は、その契約を締結する日)の30日前までに町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定するものとする。

3 町長は、前項の規定により認定の決定をしたときにあつてはその旨及び町長が必要と認める条件を扶桑町内企業再投資促進補助事業認定通知書(様式第2)により、不認定の決定をしたときにあつてはその旨及びその理由を扶桑町内企業再投資促進補助事業不認定通知書(様式第3)により認定の申請をした者に通知するものとする。

(審査会)

第9条 町長は、前条第2項の認定に当たり補助事業の内容を審査するため、扶桑町企業立地促進審査会(次項において「審査会」という。)を置き、意見を聴くものとする。

2 審査会の組織は別に定めるものとする。

(届出の義務)

第10条 第8条第3項の規定により認定の決定の通知を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、次の各号に定めるときには、速やかに当該各号に定める書類を町長に届け出なければならない。

- (1) 工場等の新設又は増設に係る工事に着手又は工事が完了したとき 工事（着手・完了）届（様式第4）
- (2) 新設又は増設に係る工場等の操業を開始したとき 操業開始届（様式第5）
- (3) 工場等の操業を開始した日から1年及び2年をそれぞれ経過したとき 常用雇用者数報告届（様式第6）

(認定内容の変更等)

第11条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、町長の承認を受けなければならない。

- (1) 第8条第1項の認定の申請の内容に変更があるとき。
 - (2) 補助事業に係る工場等の全部又は一部の操業を休止し、又は廃止するとき。
- 2 前項の規定による承認を受けようとする認定事業者は、扶桑町内企業再投資促進補助事業認定内容変更等申請書（様式第7）を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、扶桑町内企業再投資促進補助事業認定内容変更等承認通知書（様式第8）により当該認定事業者に通知するものとする。この場合において、町長が必要と認めるときは、条件を付す又は先に付した条件を取り消すことができる。

(認定の取消し)

第12条 町長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 補助事業の計画に著しい変更があったとき。
- (2) 補助事業に係る工場等の操業を開始した日から補助金の交付の決定がなされるまでの間に当該工場等を著しく縮小し、休止し、又は廃止したとき。
- (3) 町税を滞納したとき。
- (4) 虚偽その他不正な手段により、認定を受けたとき。

(5) 法令若しくはこの要綱の規定又は第8条第3項の規定による認定の決定の通知若しくは第11条第3項の規定による承認の通知において付された条件に違反したとき。

(6) 著しく信用を失墜する等町との信頼関係を損なう行為を行ったとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金を交付することが不適切であると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により認定を取り消すときは、扶桑町内企業再投資促進補助事業認定取消通知書（様式第9）により当該認定事業者に通知するものとする。

（権利の譲渡等の禁止）

第13条 認定事業者は、補助金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

（地位の承継）

第14条 前条の規定にかかわらず、認定事業者に相続、譲渡、合併、分割等による変更が生じたことにより、当該認定事業者が他の者に補助事業を承継し、かつ、当該補助事業が継続して行われる場合に限り、当該補助事業を承継する者は、町長の承認を受け、当該認定事業者の地位を承継することができる。

（交付の申請及び決定）

第15条 認定事業者が補助金の交付を受けようとするときは、新設又は増設をした工場等の操業を開始した日から1年以内（これにより難しい場合にあっては、町長が認める日まで）に、扶桑町内企業再投資促進補助金交付申請書（様式第10。第17条において「交付申請書」という。）に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、規則第6条の規定により補助金の交付を決定したときは、扶桑町内企業再投資促進補助金交付決定通知書（様式第11。第18条において「交付決定通知書」という。）により通知するものとする。

（申請の取下げ）

第16条 申請の取下げは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から30日以内とし、その取下げは、その旨を記載した書面を町長に提出して行わなければならない。

（実績報告）

第17条 規則第9条の規定による実績報告は、第15条第1項の規定による交付申請書の提出をもって、これに代えるものとする。

(補助金の交付)

第18条 補助金の交付決定を受けた認定事業者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定通知書を受け取った日以後に、扶桑町内企業再投資促進補助金交付請求書（様式第12。次項において「請求書」という。）を提出するものとする。

2 町長は、前項の請求書を受け取った日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第19条 町長は、規則第10条の規定によるもののほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 第12条第1項第3号から第6号までの規定に該当するとき。

(2) 補助事業に係る工場等の操業を開始した日から5年以内に当該工場等を著しく縮小し、休止し、又は廃止したとき。

(3) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。

(4) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者であることが判明したとき。

(5) 前4号に掲げるもののほか、町長が補助金を交付することが不適切であると認めるとき。

2 前項第2号の補助金の返還額は、操業を開始した日から3年以内は全額、それ以外の場合は半額とする。

(加算金及び遅延利息)

第20条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を町に納付しなければならない。

2 前項の規定により、加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

3 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を町に納付しなければならない。

ない。

- 4 第1項の加算金及び前項の遅延利息に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 5 町長は、第1項及び第3項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は遅延利息の全部又は一部を免除することができる。
- 6 第1項及び第3項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(財産処分の制限)

第21条 補助事業者は、補助事業により取得した固定資産を、町長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸し付けてはならない。ただし、当該固定資産を取得後、5年を経過した場合はこの限りでない。

(報告及び立入検査)

第22条 町長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、当該事業者に対して必要な報告を求め、又は町職員に当該工場等への立入検査をさせることができる。

(生活環境の配慮及び法令の遵守)

第23条 認定事業者は、補助事業に係る工場等の周辺地域の生活環境に適正な配慮を行うために、環境の保全に関する法令に定めるもののほか、町長の指示に従い、必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日要綱第17号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日要綱第36号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月29日要綱第10号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月25日要綱第86号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日要綱第 29 号）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1（第8条関係）

扶桑町内企業再投資促進補助事業認定申請書

年 月 日

扶桑町長 殿

本社所在地
会社等の名称
代表者氏名
担当者（職・氏名）
連絡先

扶桑町内企業再投資促進補助金の事業認定を受けたいので、扶桑町内企業再投資促進補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 会社等の概要

- (1) 資本金 金 円
(2) 従業員数 人
(3) 業種（日本標準産業分類）
(4) 扶桑町での立地場所及び立地年、常用雇用者数

- (5) みなし大企業に該当するかの有無 ① 有 ② 無

* 有の場合は、その内容

2 新增設工場等の概要

- (1) 立地場所
(2) 立地形態 ①工場 ②研究所
(3) 建築概要等（位置図、敷地図、建築図面等を添付のこと）
①敷地面積 m^2
②建築面積 m^2
③延床面積 m^2

(4) 土地を除く固定資産取得費用

(内訳：家屋 千円、 償却資産 千円)

*明細添付のこと

(5) 操業時常用雇用者数

(6) 操業等開始時期

(7) 事業概要（補助事業により主に製造又は研究する製品の内容）

(8) 他の補助金の申請 ① 有 ② 無

* 有の場合は、その内容

(添付書類)

- ① 補助事業により主に製造又は研究する製品を説明する資料
- ② 今後（５年間）の事業の見通しを説明する資料
- ③ 法人登記事項証明書（全部事項証明書）、定款、会社等の概要を説明するパンフレット等
- ④ みなし大企業にあたる場合はそれを証する書類
- ⑤ 貸借対照表、損益計算書、事業報告又はこれに準ずるもの（直近の３事業年度分）
- ⑥ 常用雇用者数を説明する資料
- ⑦ 固定資産取得費用を証する書類（明細書等）
- ⑧ 最近３年間の納税証明書

様式第 2 (第 8 条関係)

扶桑町内企業再投資促進補助事業認定通知書

第 号
年 月 日

様

扶桑町長 印

年 月 日付けで申請のありました扶桑町内企業再投資促進補助金の事業認定については、下記のとおり認定しましたので、扶桑町内企業再投資促進補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定により通知します。

記

- 1 認定日 年 月 日
- 2 立地場所
- 3 条件

(備考)

扶桑町内企業再投資促進補助金交付要綱第 10 条及び第 11 条に規定する事由が生じたときは、速やかに届出等を行ってください。

様式第3（第8条関係）

扶桑町内企業再投資促進補助事業不認定通知書

第 号
年 月 日

様

扶桑町長 印

年 月 日付けで申請のありました扶桑町内企業再投資促進補助金の事業認定については、下記の理由により認定しないことを決定しましたので、扶桑町内企業再投資促進補助金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

記

理 由

様式第4（第10条関係）

工事（着手・完了）届

年 月 日

扶桑町長 殿

本社所在地
会社等の名称
代表者氏名
担当者（職・氏名）
連絡先

扶桑町内企業再投資促進補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1 （着手・完了）年月日

年 月 日

2 工期

年 月 日～

年 月 日

3 立地場所

様式第5（第10条関係）

操業開始届

年 月 日

扶桑町長 殿

本社所在地
会社等の名称
代表者氏名
担当者（職・氏名）
連絡先

扶桑町内企業再投資促進補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1 操業開始年月日 年 月 日

2 立地場所

様式第6（第10条関係）

常用雇用者数報告届

年 月 日

扶桑町長 殿

本社所在地
会社等の名称
代表者氏名
担当者（職・氏名）
連絡先

扶桑町内企業再投資促進補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

- 1 操業開始年月日 年 月 日
- 2 扶桑町内における立地場所及び常用雇用者数
 - (1) 立地場所
 - (2) 常用雇用者数 人（ 年 月 日現在）
（うち、扶桑町内在住者数 人）
- 3 補助事業に係る工場等の立地場所及び常用雇用者数
 - (1) 立地場所
 - (2) 常用雇用者数 人（ 年 月 日現在）
（うち、扶桑町内在住者数 人）
- 4 添付書類
 - (1) 常用雇用者数を説明する資料
 - (2) その他町長が必要と認める書類

様式第7（第11条関係）

扶桑町内企業再投資促進補助事業認定内容変更等申請書

年 月 日

扶桑町長 殿

本社所在地
会社等の名称
代表者氏名
担当者（職・氏名）
連絡先

年 月 日付け 第 号で通知のありました扶桑町内
企業再投資促進補助金の事業認定の内容について、扶桑町内企業再投資促進補
助金交付要綱第11条第2項の規定により変更等の承認を受けたいので、下記
のとおり申請します。

記

- 1 変更等の年月日 年 月 日
- 2 変更等前の内容
- 3 変更等後の内容
- 4 変更等の理由

様式第 8 (第11条関係)

扶桑町内企業再投資促進補助事業認定内容変更等承認通知書

第 号
年 月 日

様

扶桑町長 印

年 月 日付けで申請のありました認定内容の変更等については、扶桑町内企業再投資促進補助金交付要綱第 1 1 条第 3 項の規定により承認します。

様式第 9 (第12条関係)

扶桑町内企業再投資促進補助事業認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

扶桑町長 印

年 月 日付け 第 号で通知した扶桑町内企業再投資促進補助金の事業認定については、扶桑町内企業再投資促進補助金交付要綱第 1 2 条第 2 項の規定により、下記のとおり取り消します。

記

- 1 認定日 年 月 日
- 2 立地場所
- 3 取消理由

様式第10（第15条関係）

扶桑町内企業再投資促進補助金交付申請書

年 月 日

扶桑町長 殿

本社所在地
会社等の名称
代表者氏名
担当者（職・氏名）
連絡先

扶桑町内企業再投資促進補助金の交付を受けたいので、扶桑町内企業再投資促進補助金交付要綱第15条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円

- 2 会社等の概要
 - (1) 資本金 金 円
 - (2) 総従業員数 人
 - (3) 業種（日本標準産業分類）
 - (4) 扶桑町内における立地場所及び立地年、常用雇用者数
 - ア. 立地場所
 - イ. 立地年
 - ウ. 常用雇用者数 人（ 年 月 日現在）
（うち、扶桑町内在住者数 人）

- 3 新增設工場等の概要
 - (1) 立地場所
 - (2) 立地形態 ①工場 ②研究所
 - (3) 建築概要等（位置図、敷地図、建築図面等について、認定申請時と変更ある場合は添付のこと）

- ①敷地面積 m^2
- ②建築面積 m^2
- ③延床面積 m^2
- (4) 土地を除く固定資産取得費用 千円
 (内訳：家屋 千円、償却資産 千円)
- (5) 常用雇用者数 人 (年 月 日現在)
 (うち、扶桑町内在住者数 人)
- (6) 操業開始時期 年 月 日
- (7) 事業概要 (補助事業により主に製造又は研究する製品の内容)

(添付書類)

- ① 固定資産取得費用を証する書類 (明細書及び領収書の写し)
- ② 常用雇用者数を説明する資料
- ③ 認定申請時と変更のある場合は、建築概要等が分かる位置図、敷地図、家屋の配置図、及び建築図 (平面図及び立面図)
- ④ 法人登記事項証明書 (全部事項証明書)
- ⑤ 建築基準法の規定による検査済証の写し
- ⑥ 愛知県新あいち創造産業立地補助金の認定に関する書面の写し (第4条第2号に該当する者)
- ⑦ その他町長が必要と認める書類

様式第11（第15条関係）

扶桑町内企業再投資促進補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

扶桑町長 印

年 月 日付けで申請のありました扶桑町内企業再投資促進補助金の交付については、下記のとおり決定したので、扶桑町内企業再投資促進補助金交付要綱第15条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金交付年度及び交付額

様式第12（第18条関係）

扶桑町内企業再投資促進補助金交付請求書

年 月 日

扶桑町長 殿

本社所在地

会社等の名称

代表者氏名

印

担当者（職・氏名）

連絡先

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた扶桑町内
企業再投資促進補助金について、扶桑町内企業再投資促進補助金交付要綱
第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 金 円
- 2 補助金の振込先

金融機関名	預金種類	口座番号	フリガナ 口座名義
銀行 信用金庫 農業協同組合	本店 支店 普通 当座		